

管理者の人材育成のための研 修システム

管理者の人材育成の目的

- **1. 県士会、ブロック、市町村へとミクロ化する組織対応範囲の充実**

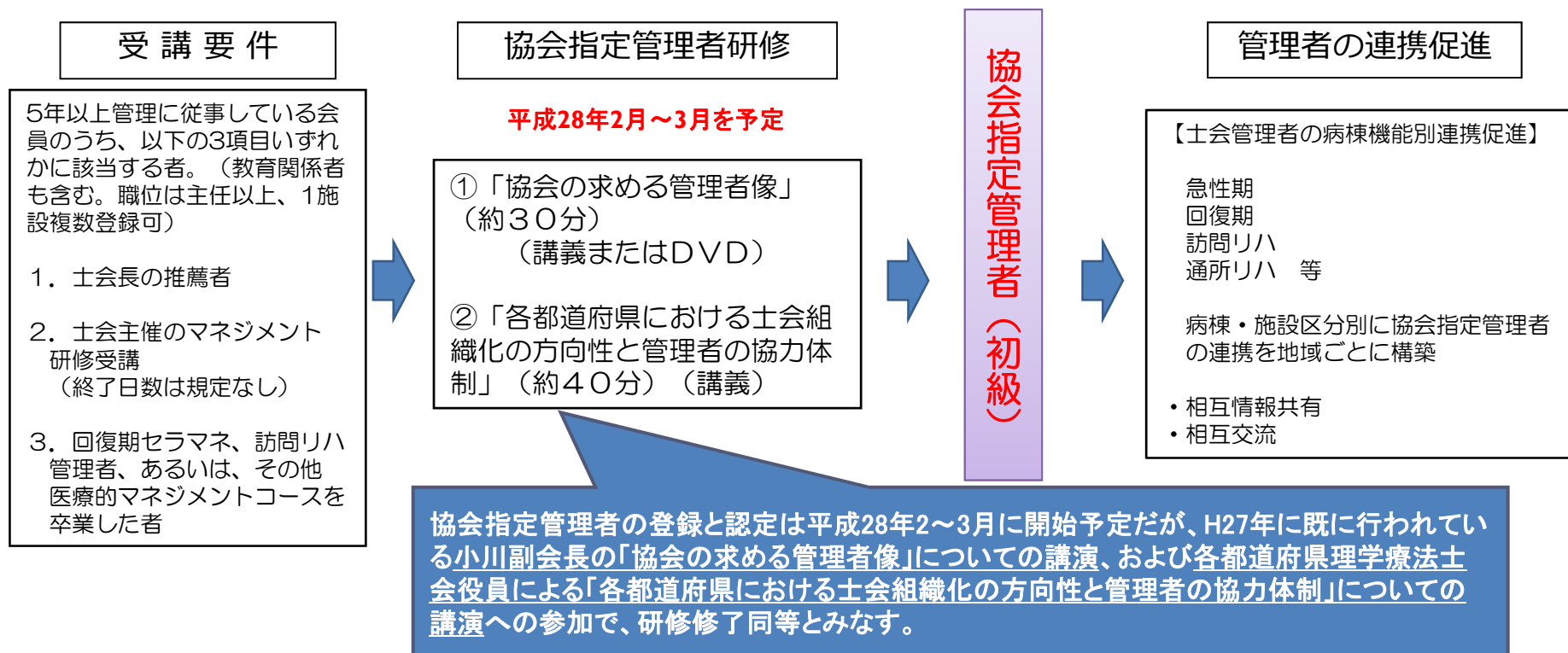
各都道府県における地域包括ケアシステムに対する取り組みは推進され、ブロックや市町村へと依頼への対応はミクロ化している。
組織として対応するには、各地域を基盤としている医療機関、介護保険関連施設、教育機関等に従事している管理者の協力体制が必要不可欠である。
- **2. 医療・介護の再編に対する対応能力の強化**

医療・介護サービスの連携、医療機関の機能分化等に伴う病床再編の動向は、理学療法士の勤務状況や雇用を左右する事項であり、管理者が病床機能等に応じた理学療法士の役割を的確に把握する必要性が増している。
この状況下において、所属法人の組織運営に適切に対応し、貢献することが理学療法士の存続とも大きく関係してくる。
そのための管理者間の情報提供や交換は重要となっている。
学校教育においても病床再編の動向に対応することが求められるため、教育管理者の参画も重要である。
- **3. 多様な職場に勤務する理学療法士の質の向上のための管理者能力の強化**

急増する理学療法士における質の低下は、職種に対する信頼の危機ともなる。
質の向上・維持には身近な管理者の質に対する意識や活動が重要である。
管理者の能力を向上させるために、協会、士会が一体となって管理者の育成を強化する。

管理者の人材育成のための研修システム

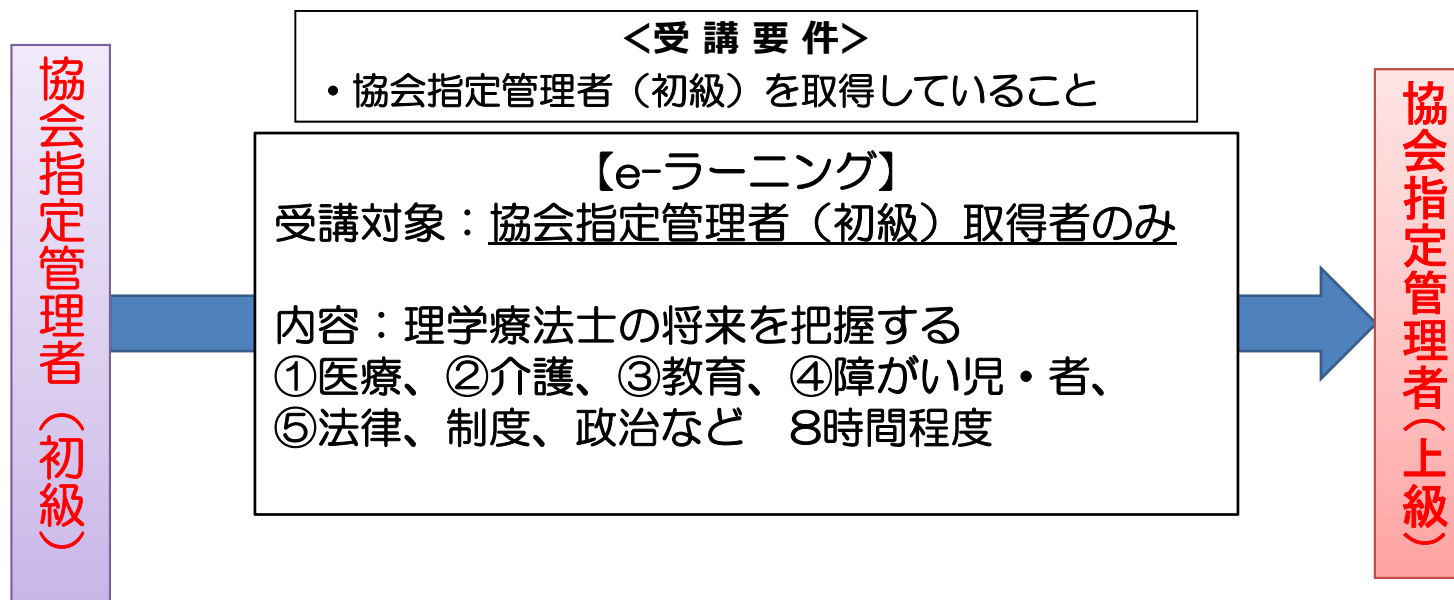
【ステップ1】「協会指定管理者(初級)」の取得、 管理者の連携促進・組織強化を目指す



- ・「協会指定管理者研修」受講は、「専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準」の大項目2 講習会・研修会等の受講 3)協会主催研修会の**20ポイント**が付与される(領域:管理・運営)。
- ・協会指定管理者(初級)は、新人教育プログラム未修了者でも取得可能。

管理者の人材育成のための研修システム

【ステップ2】「協会指定管理者(上級)」の取得を目指す

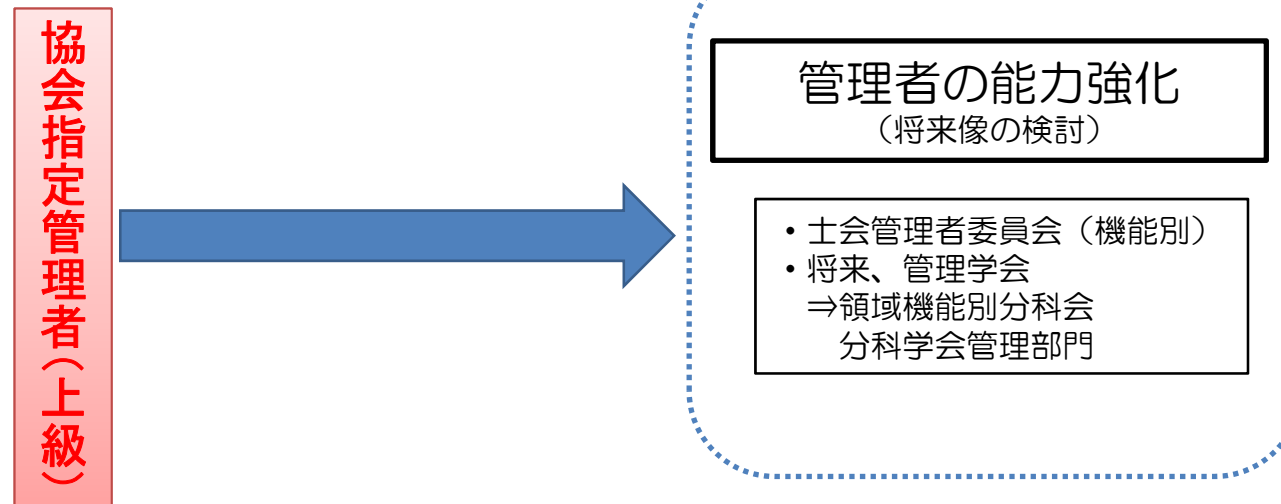


・協会指定管理者(上級)の取得者は、「生涯学習機構の定める資格」として生涯学習ポイント40ポイントが付与される(領域:管理・運営)。

・協会指定管理者(上級)は、新人教育プログラム未修了者でも取得可能。

管理者の人材育成のための研修システム

【ステップ3】領域・医療機関機能別の管理者としての更なるスキルアップを目指す。

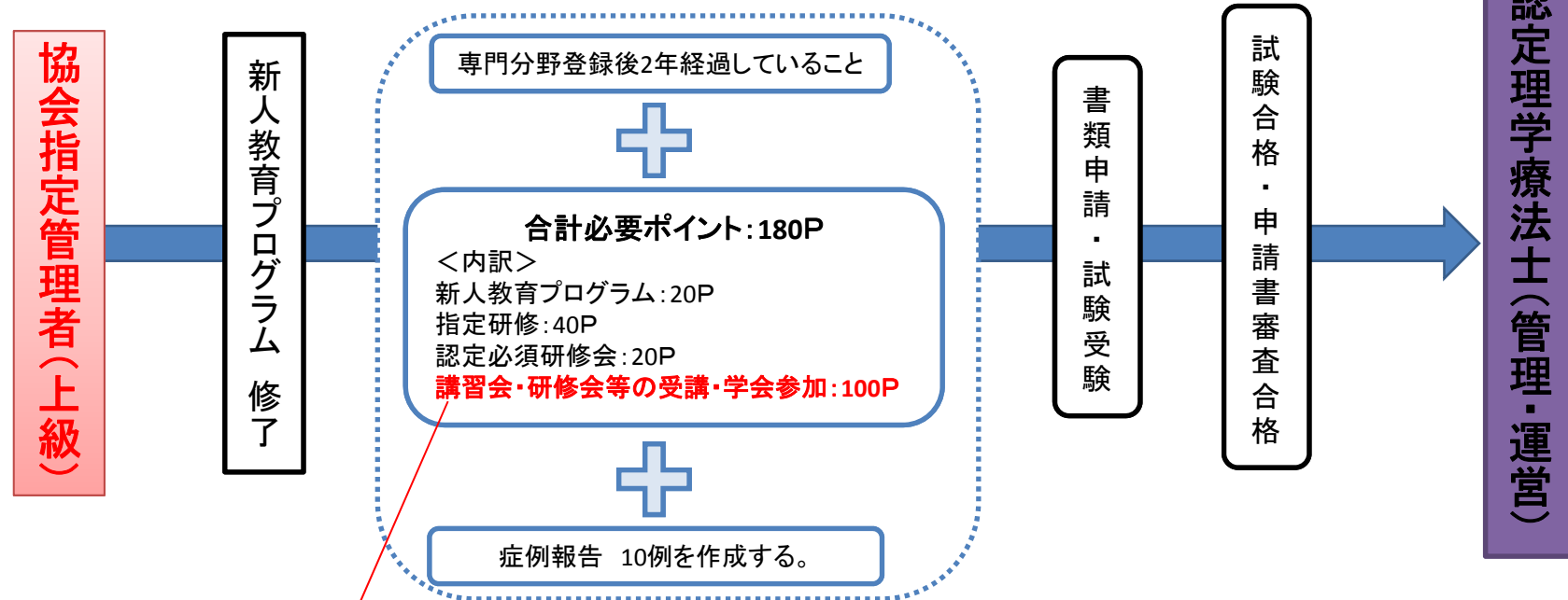


【ステップ3について】

- ・現在、生涯学習機構と分科学会管理部門で、カリキュラムやガイドラインを作成中。
それに伴って「ステップ3」における研修会なども、企画検討予定。

管理者の人材育成のための研修システム

認定理学療法士(管理・運営)の取得を目指す



協会指定管理者(上級)まで取得された方は、認定理学療法士(管理・運営)の取得がしやすくなります。

＜認定理学療法士(管理・運営)＞

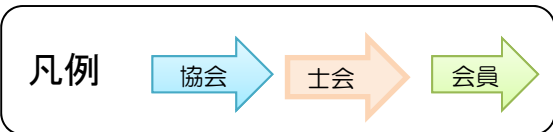
協会指定管理者(初級):「講習会・研修会等の受講・学会参加:100ポイント」のうち20ポイントとして使用可能

協会指定管理者(上級):「講習会・研修会等の受講・学会参加:100ポイント」のうち40ポイントとして使用可能

⇒協会指定管理者(上級)まで取得した方は、100ポイントのうち60ポイントを協会指定管理者のポイントで申請が可能です。

ポイント数は現在調整中

士会組織の強化、活動を推進するために管理者の育成システム構築タイムスケジュール



項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
広報・情報共有	事務局長会議で仕組みの広報			制度説明資料の作成 FAX通信・JPTAニュース等で広報							
ステップ1 協会指定管理者研修初級			都道府県士会役員による講演（参加者は協会指定管理者研修初級の②都道府県士会役員講義部分を修了とする。） 小川副会長 行脚（参加者は協会指定管理者研修初級の①小川副会長講義部分を修了とする。）	協会指定管理者研修初級 小川副会長DVD教材作成		DVD送付					
ステップ2 協会指定管理者研修上級				E-learning 作成						E-learning 受講	
都道府県士会のスケジュール			都道府県士会役員による講演（参加者は協会指定管理者研修初級の②都道府県士会役員講義部分を修了とする。）		すでに協会指定管理者初級の講義①、②を受講した会員がいる場合、名簿の提出。			会員管理システムで受講要件・研修受講の管理 DVDを使用した協会指定管理者研修①の開始			
システムへの反映			理学療法士の将来を把握する内容 ①医療 ②介護 ③教育 ④障がい児・者 ⑤法律、制度、政治など8時間程度	地域包括ケア推進に伴う講義「各県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」		名簿（注1）をシステムに反映		システム上で申請・履修管理が可能に 受講要件を満たす会員は受講申し込み。 その中で名簿に記載されている会員は協会指定管理者初級をすぐに取得。 そうでない場合は4月以降に受講。			

Q：協会指定管理者初級 ②地域包括ケア推進に伴う講義「各県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」について、内容はどのようなものを想定しているか

A：下記の協会管理者研修の目的と「各県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」というテーマに準じて都道府県理学療法士会のご判断のもとに内容を決定していただくことを想定しております。

1. 県士会、ブロック、市町村へとミクロ化する組織対応範囲の充実

各都道府県における地域包括ケアシステムに対する取り組みは推進され、ブロックや市町村へと依頼への対応はミクロ化している。
組織として対応するには、各地域を基盤としている医療機関、介護保険関連施設、教育機関等に従事している管理者の協力体制が必要不可欠である。

2. 医療・介護の再編に対する対応能力の強化

医療・介護サービスの連携、医療機関の機能分化等に伴う病床再編の動向は、理学療法士の勤務状況や雇用を左右する事項であり、管理者が病床機能等に応じた理学療法士の役割を的確に把握する必要性が増している。
この状況下において、所属法人の組織運営に適切に対応し、貢献することが理学療法士の存続とも大きく関係してくる。
そのための管理者間の情報提供や交換は重要となっている。
学校教育においても病床再編の動向に対応することが求められるため、教育管理者の参画も重要である。

3. 多様な職場に勤務する理学療法士の質の向上のための管理者能力の強化

急増する理学療法士における質の低下は、職種に対する信頼の危機ともなる。
質の向上・維持には身近な管理者の質に対する意識や活動が重要である。
管理者の能力を向上させるために、協会、士会が一体となって管理者の育成を強化する。

Q：ステップ1 ②地域包括ケア推進に伴う講義「各県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」は誰が講義を行うか

A：都道府県士会の会長、あるいは役員の方に講義をお願いいたします。

Q：ステップ1 ②地域包括ケア推進に伴う講義「各県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」について共通の教材はあるか

A：協会が作成する共通の教材はありません。「管理者の人材育成のための研修システム」のスライドをもとに、特に管理者の連携強化について扱った教材を都道府県士会の状況に応じた内容で作成していただければ幸いです。

Q : 協会に提出する名簿の対象となる会員は

A : 協会指定管理者（初級）の①「協会の求める管理者像」②「各都道府県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制」の両方を3月末までに受講した会員となります。受講要件を満たしているかの確認は必要ありません。
システム上で申請・履修が管理が行えるようになり、受講要件を満たした会員が協会指定管理者研修に登録した場合に、そのなかで名簿に記載されている会員（システムオープン前に①と②の受講をした会員）については、協会指定管理者（初級）研修修了とみなすための措置です。

他に不明点がございましたら、担当までご連絡ください。

担当： 日本理学療法士協会 事務局 職能課 大津 03-6804-1422（直通） y-ohtsu@japanpt.or.jp
生涯学習課 粕谷 03-6804-1440（直通） kasuya@japanpt.or.jp